

はだのアート復活事業助成金制度

感染症の影響で自粛したイベント、
そろそろ開催したい。
でも、ソーシャルディスタンスを考えると
いつもより広い会場を使いたいし、
感染症対策にもお金がかかりそう…。



自粛したイベントの代替イベントを行う方に、市が
会場使用料や感染症対策経費の一部を助成します！
感染症対策をしながら活動を再開しませんか？

▶▶助成事業の概要

1

【申請書の作成・提出】

受付期間：令和4年5月6日（金）から令和5年2月28日（火）まで（先着順）
交付申請書を作成し、代替事業であることがわかる書類を添えて提出してください。
申請書作成の際、不明な点がございましたら市文化振興課へお問い合わせください。

2

【交付の可否】

審査のうえ、交付の可否について市から通知します。

3

【実績報告書の提出】

事業実施後14日（交付決定前に事業が完了している場合は交付決定の日から14日）
以内に実績報告書を提出してください。

4

【助成金の交付】

実績報告書に基づき、交付金額を確定し、市から通知します。
通知を受けたら、市文化振興課に請求書を送付してください。請求書に記載された口座
に助成金を振り込みます。

※ 提出された実績報告書に疑義が生じた場合は、助成金交付金額の変更又は取消しを行うことがあります。

▶▶対象となる条件等詳細については、裏面を御覧ください。

はだのアート復活事業助成金制度

対象者	次の要件を満たす個人又は団体（プロ・アマ不問） 1 秦野市内に住所、勤務地又は活動拠点を有すること。 2 市税等を滞納していないこと。
対象事業	次の全ての項目を満たしている事業 1 令和2年2月20日から令和4年3月31日までに新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止又は延期した事業の代替として令和4年4月1日から令和5年3月31日までに申請者が主催する事業であること 2 広く市民を対象として開催されること。 3 文化芸術関係の作品発表、展示、公演、講演会、シンポジウム等の事業であること。 ※文化芸術の範囲 (1) 芸術（文学（小説、短歌、俳句等）、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等） (2) 生活文化等（茶道、華道、書道、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）、出版物等） (3) 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等） (4) 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等） (5) 文化財等（有形文化財、無形の文化財等） (6) メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
助成金	1 次の経費の合計額（100円未満切捨て）を助成します。 (1) 会場使用料 (2) 感染症対策にかかる費用 2 上限は1人（団体）5万円とします。 3 いずれも予算の範囲内で助成します（先着順）。
助成回数	中止又は延期した事業1件につき助成は1回です
必要書類	1 申請書（市文化振興課窓口、各公民館、市ホームページ等にあります。） 2 代替事業であることの根拠資料（自粛した事業のチラシや施設使用料の領収書等） 3 事前着手届（交付決定前に事業を行うことが見込まれる場合のみ提出）
受付	1 期間 令和4年5月6日（金）から令和5年2月28日（火）まで 2 方法 秦野市役所文化振興課窓口へ持参又は郵送 （予算上限に達した時点で受付を締め切ります。受付を締め切った場合は、市ホームページでお知らせします。）

▶▶問い合わせ先

秦野市文化スポーツ部文化振興課

〒257-8501 秦野市桜町1-3-2（教育庁舎1階）

電話：0463-86-6309